

第6次新宮町総合計画策定業務に係る公募型プロポーザルに関する質問回答書

平成30年8月20日現在

番号	質問文書	質問箇所	質問内容	回答内容
1	実施要領	3ページ 7 提案書等の提出 ⑥受託実績における代表的な総合計画の成果物	<p>成果物については、プリンター印刷で構わないでしょうか。(製本した冊子の余部がないため)</p> <p>また、これについても12部必要でしょうか</p> <p>受託実績における代表的な総合計画の成果物についても、正本1部、副本11部の部数分の提出が必要でしょうか?</p> <p>提出書類に「⑥受託実績における代表的な総合計画の成果物」とありますが、これは11部必要でしょうか。ある自治体の総合計画(本体、概要版)があり、概要版はコピーでの準備が可能ですが、本体を11部コピーする事が必要かどうかをご教示下さい</p>	<p>「受託実績における代表的な総合計画の成果物」は、製本された原本が望ましいですが、調達が難しい場合は、データ等から印刷したもので可とします。</p> <p>ただし、カラー部分については、カラー印刷とすること。</p> <p>また、提出部数については、成果物のページ数を鑑み、1部のみで可といたします。</p>
2	実施要領	3ページ 7 提案書等の提出 ⑧企画提案書	<p>「文字ポイント11ポイント以上で作成すること。」とありますが、提案書内の図や表もそれに従う必要がありますでしょうか。</p>	<p>提案書内の図や表の文字ポイントは、11ポイント未満でも可としますが、判読できるポイントを選択してください。</p>
3	実施要領	3ページ 7 提案書等の提出 ⑨見積書	<p>平成31、32年度についても、消費税8%で見積を作成するということではよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
4	実施要領	8ページから9ページ 様式第3号から様式第4号	<p>「管理技術者」として必要な資格の有無についてもご教示下さい(プロポーザル用仕様書4頁に記載している内容以外であればお願いします)</p>	<p>必要な資格は特段定めておりません。本業務に有利な資格を保有している場合は、保有資格等にご記入ください。</p>

番号	質問文書	質問箇所	質問内容	回答内容
5	仕様書	2ページ イ 行政区意向調査	意見集約内容の設問設計、分析とありますが、意見の数は24(行政区の数)と理解すればよろしいでしょうか。それとも行政区ごとに複数の意見が出される形になるのでしょうか。ご教示下さい。	行政区からの意見数については、設問設計などで提案いただきますよう、お願いします。
6	仕様書	2ページ (1)住民意識調査に関する支援	回収用の封筒は、受託者により準備、印刷する必要がありますでしょうか。	お見込みのとおり。
7	仕様書	2ページ (2)基礎調査に関する支援	基礎調査の報告書について、受託者は執筆(仕様書に書かれているデータ収集整理や既存計画の整理、5次計画の課題整理を除く)には関わらなくて良いのかどうか、ご教示下さい。	成果品として完成させるうえで、必要な範囲の執筆をしてください。
8	仕様書	3ページ (2)庁議等に関する支援	庁議、調査研究会、総合計画審議会のそれぞれの役割と想定する出席者について、ご教示下さい。	第6次新宮町総合計画策定方針3ページ「4 策定体制等(2)庁内体制」のとおりです。 なお、総合計画審議会委員報酬は、委託料には含まれません。
9	仕様書	4ページ (4)第6次総合計画書本編及びダイジェスト版の作成に関する支援 (5)第6次総合計画書本編及びダイジェスト版の作成	将来像や基本理念、基本構想については「案」として受託者がとりまとめ(執筆)を実施することと理解します。一方、計画書本編(基本計画など)については、受託者の役割は、レイアウト提案・図表等の提供、校正のみで、執筆(本編そのものの執筆)については仕様書で示された業務の対象外と理解すればよろしいでしょうか。ご教示下さい	総合計画書本編について、執筆の可否については、総合計画を策定するうえで、適した提案をお願いします。 (執筆について業務の対象外とするものとは限りません。)

番号	質問文書	質問箇所	質問内容	回答内容
10	仕様書	5ページ 10 成果品	本編及び概要版については、最終のデザインレイアウトをしたものと理解したらよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
11	仕様書	5ページ 10 成果品	<p>各種調査とは、「住民意識調査(H30 成果)」「行政区意向調査(H30 成果)」「基礎調査(H31 成果)」「庁議等の会議録(H30、H31、H32 成果)」と理解すればよろしいでしょうか。</p> <p>また、「基礎調査」について、仮に受託者が執筆に関わらなくて良いとした場合、受託者が提供したデータや資料をもとに町が執筆し、町がまとめた調査報告書を印刷する、という理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。</p>	<p>各種調査についてはお見込みのとおり。ただし、庁議等の会議録は、全てにおいて支援を求めるものではないため、重要性等を勘案し、必要なもののみ議事録を作成するものとします。</p> <p>また、基礎調査報告書は、受託者が成果品として取りまとめたうえで、印刷してください。</p> <p>なお、成果の年度は、提案により変わることも可とします。</p>